

## 現 場 説 明 書

1. 業務名 平成22年度三重道路技術資料作成業務

2. 現場説明会 本業務内容は、入札説明書、業務請負契約書案、中部地方整備局特定調達契約（業務等）入札心得、図面、仕様書及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）によるものとし、現場説明会は実施しない。

3. 仕様書等に対する質問及び回答について

（1）質問書提出期限 平成22年 2月19日から平成22年 3月 9日まで  
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後 4時00分まで

（2）質問書提出場所 三重河川国道事務所 経理課

（3）回答書閲覧期間 平成22年 2月26日から平成22年 3月17日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後 4時00分まで

（4）回答書閲覧場所 三重河川国道事務所 経理課

# 説明事項

## 1 入札（又は見積書の提出）について

- (1) この業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、指名通知書（又は見積依頼書）図面、仕様書、中部地方整備局競争契約入札心得（又は中部地方整備局随意契約見積心得）契約書（案）及びこの現場説明書をよく確認の上、入札書（又は見積書）を提出するものとする。
- (2) この業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

## 2 落札者（又は契約の相手方）の決定について

落札者（又は契約の相手方）の決定については、指名競争契約の場合は、入札を行った者のうち契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。随意契約による場合は、予定価格の範囲内であって、見積書を提出した者のうちから、経済的、技術的に有利と認められる者を契約の相手方に決定する。

なお、指名競争契約の場合は、

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85号（同令第98条において準用する場合を含む。）の基準を設定する場合がある。
- (2) 基準価格((1)の基準が設定されている場合に限る。以下同じ)を下回った入札が行われた場合には、入札を「保留」として終了し、調査の上、その結果を後日通知する。
- (3) 基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者となる場合がある。
- (4) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力するものとする。
- (5) 調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

## 3 契約の保証について

契約の保証を求める業務にあっては、その取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 落札者（又は契約の相手方）は、契約書案の提出とともに、以下から のいずれかの書類を提出しなければならない。

契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- イ 保管金領収証書は、「日本銀行津代理店（百五銀行本店）」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- ロ 保管金領収証書の宛名の欄には、「中部地方整備局 三重河川国道事務所 歳入歳出外現金出納官吏 経理課長 青木 清美」と記載するように申し込むこと。

- ハ 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- 二 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合には、別途、超過分を徴収する。
- ホ 受注者は、業務完了後、業務委託料の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。
- 契約保証金に代わる担保としての有価証券(利付国債に限る。)に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書
- イ 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行津代理店（百五銀行本店）」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- ロ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「中部地方整備局 三重河川国道事務所 取扱主任官 経理課長 青木 清美」と記載するように申し込むこと。
- ハ 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- 二 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合には、別途、超過分を徴収する。
- ホ 受注者は、業務完了後、業務委託料の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
- 債務不履行により損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書
- イ 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年 法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業共同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年 法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「金融機関等」と総称する。)とする。
- ロ 保証書の宛名の欄には「分任支出負担行為担当官 中部地方整備局三重河川国道事務所長 徳元 真一」と記載するように申し込むこと。
- ハ 保証債務の内容は契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。
- 二 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- ホ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
- ヘ 保証期間は、履行期間を含むものとすること。
- ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されるものとする。

チ 業務委託料の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

リ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ヌ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

#### 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

イ 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

ロ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 三重河川国道事務所長 徳元 真一」と記載するように申し込むこと。

ハ 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

二 保証金額は、業務委託料の10分の1の金額以上とする。

ホ 保証期間は、履行期間を含むものとする。

ヘ 業務委託料の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

ト 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

#### 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

イ 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

ロ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ハ 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 三重河川国道事務所長 徳元 真一」と記載するように申し込むこと。

ニ 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

ホ 保険金額は、業務委託料の10分の1の金額以上とする。

ヘ 保険期間は、履行期間を含むものとする。

ト 業務委託料の変更により保険金額を変更する場合等の取扱いについては契約担当官等の指示に従うこと。

チ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

#### 4 契約書頭書の「調停人」について

発注者と受注者との協議により、調停人をあらかじめ選任することとなった場合は、この欄にその氏名を記入するものとする。

#### 5 不可抗力による損害について

土木設計業務等委託契約書第29条又は測量調査等請負契約書第28条を適用する場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 第4項の「業務委託料」又は「請負代金額」とは、損害を負担する時点における業務委託料等とする。
- (2) 1回の損害額が当初の業務委託料等の5／1000の額（この額が20万円を超えるときは、20万円）に満たない場合は、損害額に含めない。

#### 6 前払金等の請求について

- (1) 前払金を請求できる業務については、契約締結後、保証事業会社の保証を得たときは、業務委託料等の30／100以内の金額を前払金として請求することができる。
- (2) 部分払は、3回以内とする。

#### 7 履行期間変更の場合の保証事業会社に対する通知について

前払金を支払った場合における土木設計業務等委託契約書第35条第3項、測量調査等請負契約書第34条第3項又は建築設計業務委託契約書第35条第3項の規定による通知は、電話により、又は変更契約書の写しをファクシミリ等により送付することにより行うものとする。